

土木行政叢書第四卷「公有水面」編に 就いて

大和田好國

「公有水面編」は内務省土木局河川課に勤務中土木行政の研究に熱心と興味を以て事務に従事し後企畫院事務官に轉ぜられたるも尙公有水面行政に關しては研鑽を怠らざりしと聞く今日静岡縣警察部特高課長に榮轉せられて居らるゝが本書の執筆は恐らく内務省在勤中に獲られたる材料と企畫院在職中の研鑽に基かれたるものと推察せらるゝのである。

本書に叙する所は緒論として公有水面の意義、公有水面埋立法の沿革公有水面埋立法と河川法との關係を述べ、本編に於ては公有水面の埋立、埋立の免許、埋立免許人の立

入使用權埋立免許權の移轉、埋立の竣功、埋立地の處分制限、強制處分免許權の喪失、無願埋立、鑑定費の負擔者、強制徵收處罰、國の爲す埋立訴訟、監督等大正十年法律第五七號及同十一年勅令第一一九四號、四十五年勅令第三〇八號改正の公有水面埋立法施行令につき其の解説を加へたるものである。吾人は著者自身の言ひ分をかゝげて見やう。著者は本稿を執筆するに際して、逐條釋義的な行き方を採つた。之れは全般的な理論的な體系に於ては缺ける所はあるが、實務執行上に於ては却つてこの方が分り易いのではないかと考へたからである。加之公有水面編とい

ふも河川、港灣、運河等に付ては、本叢書の他の部門に於て論述されることになつて居るので、本編に於ては之等を除いた公有水面のしかも埋立に重點を置き、結局埋立法の逐條釋義に終つてしまつたのである。と以て著者の心構が覗はれる。公有水面の利用に關しては明治二十三年内務大臣の訓令(第三六號)に據るの外何等の法規なく爲めに漁業、耕作物利用、舟筏輸送、衛生、國防等多方面に關係を有する事件であるので此埋立處分に對し種々の難問題を惹起し紛争を生したる事例少からざるのみでなく重複して埋立許可を與へたる行政處分例もあつた。此事實に鑑み、堀田貢氏が土木局長時代に法律を以て之が處理を爲すことゝなつた。即ち公有水面埋立法が夫れである。今時國土計畫が研究せられ又飛行場や道路敷や諸工場等の建設に依つて耕地の減少著しく更らでだに米穀の不足勝ちな我國では米作耕地の減少は由々數大問題である。之が解決策は米穀管理規則(昭和十五年農林省令第九七號)に依つてのみ完遂することは不可能事である。我等は公有水面の埋立を獎勵

し米作耕地の増加を圖らなければならぬ、本書が此關係事情に依つて國民必携の書籍たるを信ぜざるを得ない。

大豆利用の多方面

大豆といへば豆腐とみそと油糟を肥料とするものだといふのは吾人日本人の常識である。だが科學する力の如何に大豆を多方面に利用するか、一大驚異を感ずる。夫れはグリセリン、火藥、エナメル、ワニス、塗料、石鹼、印刷用インキ等には總て大豆油が使用せらるゝが、其他高性能爆發藥に自動車の緩衝器に鑄物の砂型に、可塑物質(ペークライトの類)に、ボタンに、スウキツチに、ボールペアリングの鋼球代用品に、配電盤の絶緣體として計器盤として、或は自動車のハンドルに、車體に、航空機の機體等に利用せらるゝ大豆の化學化價値大なりと謂ふべきである。